

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長

独立行政法人農畜産業振興機構は、生産者等の経営安定対策及び農畜産物の需給・価格安定対策、農畜産業の振興のための事業等を実施することにより、農畜産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを目的としている。

今回の公募ポストである理事長は、法人を代表して、国をはじめ国内関係機関と連絡調整を図りながら、法人の業務を総理して、中期目標や中期計画の達成に向けて、リーダーシップを発揮して業務を的確に遂行することが求められる。

1. 機関名：独立行政法人農畜産業振興機構

(法人の業務概要)

当法人は、平成15年10月に設立された独立行政法人であり、農林水産省の政策等の実施機関として、独立行政法人農畜産業振興機構法に定められた業務を肉用子牛生産安定等特別措置法等に基づき適正かつ効率的に行うことを通じて、農畜産業及びその関連企業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを目的としている。主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 肉用牛繁殖・肥育経営、養豚経営、甘味資源作物生産者、でん粉原料用いも生産者等への経営安定対策
- (2) 食肉、乳製品、野菜等の農畜産物の需給・価格安定対策
- (3) 農畜産業の振興や食の安全を確保するための事業
- (4) 指定乳製品等の輸入・売り渡し
- (5) 輸入糖等の買い入れ、売り渡し

2. ポスト:理事長 1ポスト 1名

(任期4年：平成23年10月1日～平成27年9月30日)

3. 職務内容

理事長は、法人の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、法人全体の運営管理業務（役職員数約240名）を総理する。

(1) 当法人の業務

① 経営安定対策

各種の制度事業や補助事業を実施し、農畜産物の生産者の経営安定を図る。

○ 生産者の経営安定のための交付金交付業務

(畜産関係)

- ・ 肉用子牛の販売価格の低落時における生産者への補給金交付

- ・肥育牛生産者及び肉豚生産者への補填金交付
- ・飲用牛乳に比べ価格が安いバター・脱脂粉乳等向けの加工原料乳の生乳生産者に対する補給金交付
- (野菜関係)
 - ・主要野菜の価格の著しい低落時における生産者への補給金交付
- (砂糖・でん粉関係)
 - ・さとうきび生産者及びでん粉原料用いも生産者等への交付金交付
- その他経営安定対策を補完するための畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の実施
- ② 需給調整・価格安定対策
 - 需給調整・価格安定に関する業務
 - (畜産関係)
 - ・国家貿易機関として、指定乳製品等の輸入・売渡し
 - ・牛肉及び豚肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し
 - (野菜関係)
 - ・野菜の価格高騰時・低落時における緊急需給調整の実施
 - (砂糖・でん粉関係)
 - ・輸入糖及びコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、これらを主な財源として、生産者等に交付金を交付することにより内外価格差を調整
- ③ 緊急対策
 - 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜疾病の発生や経済情勢等の変化に応じた緊急対策に対応する。
- ④ 情報収集・提供
 - 畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農畜産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を行う。

(2) 当法人の組織

- ① 本部 (1室、11部)
 - ・総務部、業務監査室、経理部、企画調整部、調査情報部、畜産経営対策部、畜産需給部、畜産振興部、野菜需給部、野菜業務部、特産調整部、特産業務部
- ② 地方事務所 (3事務所)
 - ・札幌、鹿児島、那覇

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること(閣議決定で定められた要件)
- ・中立性・公正性を担保して業務を遂行できること。また、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・農畜産物の経営安定対策、需給調整・価格安定制度、農畜産業の経営の状況等に関する幅広い知見を有し、当法人の業務を責任感を持って総理する十分な能

力を有していること。

- ・中期目標の達成に向けて、業務運営の効率化や業務の質の向上等、独法改革の推進に向け、役職員を指揮監督する経験や判断力に長けた人物であること。
- ・国をはじめ国内関係機関との連絡調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験と能力を有していること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、250人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本部（東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約1,800万円（特別調整手当、期末特別手当を含む）及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断
- ・危機管理：地震等の危機時、災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり
- ・その他：給与等の条件は変わることがある

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て農林水産大臣が任命※公募による手続きで適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続きにより選考を行う場合がある。

(3) 応募書類等

- ・履歴書
 - ① 氏名を自署の上、押印すること
 - ② 3ヵ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を添付すること
 - ③ 学歴は義務教育終了時から年代順に記入すること
 - ④ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること
- ・自己アピール文書（A4（1ページ40字×40行）で2枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。その際、当法人の業務内容についての理解度、職務を的確に実施するための専門的知識や経験、マネジメントの経験、当法人の利害関係企業等との関係の有無等の事項について説明すること。）

6. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、理事長となることはできない。

(参考)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）

(役員欠格条項)

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員兼職禁止)

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。